

シンポジウム

サラ金・クレジットの高金利を考える

－多重債務社会を克服しよう－

報 告 書（付資料篇）〔抜粋〕

日 時 2005年11月19日(土)午後1時～5時

場 所 弁護士会館 2階 クレオ

主 催 日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、
第二東京弁護士会、横浜弁護士会、埼玉弁護士会、
千葉県弁護士会

第八 諸外国の情勢

一、韓国

1、調査概要

日弁連では、2005年3月27日から3月30日まで韓国の金利規制について韓国を訪問して調査した。訪問先は、参与連帯、金融監督院、消費者連盟、韓国大法院、消費者保護院、民主労働党、大韓弁護士協会であった。その調査の結果は以下のとおりである。

2、金利規制の廃止

韓国では、利子制限法（1962年制定）により、最高利子率が年25%から40%までの間で定められていた。ところが、アジア通貨危機を契機とする韓国経済危機により、韓国経済はIMFの管理体制の下におかれた。IMFは「利子制限法によって、市場機能による自由な利子制定が制約されている」とし、1998年1月に利子制限法は廃止された。

3、貸付の実態

利子制限法が廃止されたため、どんな高金利でも合法化されることとなり、内需拡大のためカード利用促進政策がとられたことによる借り入れ需要の増大と相俟って、私金融（私債）（韓国では、制度内金融としての銀行、クレジット会社などがあり、これらの金融機関とは別の日本でいう消費者金融等はこのように呼ばれている。）があふれ（日本の消費者金融業者も進出した）、利子率が暴騰した。

すなわち、①利子制限法廃止前は、私金融はタブー視されており、ごく一部の低所得者層のみに利用されるにとどまっており、市場規模も小さいため暴利による被害が発生しても集中的な取締が可能な状況であった。

②ところが、1998年1月に利子制限法が撤廃されると、私金融市場における利子率はうなぎ上りとなり、年300%を超える超高金利が蔓延することとなった。利子制限法撤廃当時、韓国内は深刻な不況下にあり、人々の収入は大幅に減少し、生活の維持が困難な状況にある者も少なくなかったが、これらの者の中には、銀行から融資を受けることが困難であり、クレジットカードの利用限度額いっぱいまで融資を受けて行き詰まり、超高金利の私金融から借入をせざるを得ない状況に陥る者が少なくなかった。利子制限法撤廃により、それ以前には闇に隠れて営業していた違法高利業者が、堂々と攻撃的なマーケティングを行うようになり、活発に貸付が行われ、私金融市場は急激に拡大した。金利水準は年300%を超え、低所得者層以外にも利用者が拡大した。

退職金で新たに私金融を始める者や他業種から転換して私金融を始める者な

ど、新興の私金融業者も急増した。超高金利を支払わせるため暴力団と結びついた私金融業者も増加した。私金融は、金融監督機関の認可や登録手続をすることなく営業を開始することができたため、私金融の正確な数は不明であるが、私金融のうち会社形態をとるものについて、国税庁への事業者登録の数から推定すると、その数は、1994年までは5社程度であったものが、1998年には約600余社、2001年には約4000余社となり、1998年から2001年にかけて、6～7倍の数に急増した。会社形態をとらないものも含む私金融の実数については、「貸付業の登録及び金融利用者の保護に関する法律」（以下「貸付業法」という）の施行による金利規制復活後である2005年の実数を金融監督院が5万～6万と推定しており、利子制限法廃止後、貸付業法施行前の時期には、少なくとも同程度かそれ以上の数であったと推定される。

③利子制限法撤廃の影響は、私金融市场だけでなく制度圏金融市场（特にカード会社）にも広がり、延滞利子率は年29%にまで急騰した。

4、金利規制の復活

これに対して市民団体、政党、弁護士、法学教授らをはじめとする各界からの利子制限法の復活を求める声が強くなつたが、一方で、金融市场の自律性を阻害すると利子制限法の復活に反対しながら、庶民に対しての少額金融についてだけ制限的に金利規制することにより、闇の私債取引を表に出して法的規制をすべきとの主張もなされた。議論の末、2002年10月27日から貸付業法が施行され、これにより個人または小規模法人に対する3000万ウォン（約300万円）までの貸付に対しては金利を規制し、私金融を法的規制の対象とした。ここでの制限金利は年70%を超えない範囲で政令で定めるとされ、現在は年66%である。ただし、この貸付業法による規制も3年間に限定されている。

このように、貸付業法により、利子制限が復活し、私金融が法的規制の対象となつたが、金融監督院の推計によれば、法施行後も私金融は5万～6万社存在しているのに対し、登録している私金融は1万2000社に過ぎない。また、同院のアンケートによれば私金融の貸出金利もいまだに年220%程度と高率である。これは、自治体による取締が充分に機能していないことや、3000万ウォンを超える貸付や個人間の貸し借りには利子規制が働くないことなどが原因であるが、一度増加してしまった高利の私金融を取り締まることがいかに困難かを示している。

市民団体（参与連帶）は、違法に取立をしたことに対する刑罰が甘すぎる、年66%の貸付金利は市場的に見て高すぎる、3000万ウォン以下の貸付にのみ適用するという限定的な規制のため、これを超える融資を受ける事例、たとえば中小企業者に対する融資には適用されない、個人から借りた場合は制裁

できないなど不十分であるなどとして貸付業法について厳しい評価をしている。

5、高金利被害の実態

韓国における高金利私債業者による被害は深刻で、民主労働党の言葉を借りれば、「地獄より悲惨な時代」が訪れ、言葉にするのもはばかられる深刻な被害が蔓延した。

私金融による被害に対応するため2001年4月2日、金融監督院に「私金融被害申告センター」が設置されたが、設置後、同年11月までの8か月間に、合計3063件の被害申告があり、被害事例の平均金利は年235%、年30%を超過する利息の申告件数が362件に及んだ。民主労働党が把握するところでは、もっとも酷い金利として、年3万4000%という超高金利で12万8000ウォンを貸し付け、6か月分の滞納金を含め8800万ウォンを請求したというケースがある。

このような高金利を収奪しようとして、私金融による過酷な取立てが繰り返された。暴行・脅迫は当たり前の状況であり、拉致、監禁、殺害、臓器売買の強要、人身売買などが横行した。

直接債務を負担していない家族や親戚などの第三者に対しても支払を要求し、脅迫的取立を行うという被害が広がり、高金利の支払を強要するため、「身体放棄覚書」「買春街売買覚書」「臓器放棄覚書」などの書面を徴求する手口も横行した。

解決師と呼ばれる暴力団による取立も急増した。私金融関連の組織暴力団の検挙件数は2000年から2002年にかけて3倍以上に増加し、暴力団員全体の検挙者の中で、私金融関係が占める割合も、2000年に5.3%だったものが2001年には11%にまで倍増した。警察庁は、2001年4月23日から5月22までの1か月間、「私金融暴力等、組織暴力掃蕩作戦」として集中的な取締を実施し、私金融関連の組織暴力団員692名を検挙して331名を拘束し、さらに引き続いて、同月26日から同年9月2日まで「経済的弱者相手の喝取暴力団員100日掃蕩作成」を実施し、私金融関連の組織暴力団員2万4664名を検挙し8115名を拘束しており、短期間に大量の暴力団員が検挙・拘束された。

私金融は、高金利を徴求し、ついに返済ができなくなると、車、店舗、自宅などを奪い、「身体放棄覚書」等を楯に返済を迫り、返済ができない状況になると、女性を性的に暴行したり、買春街やチケット喫茶店（女性を雇ってチケットを売らせ、チケットを買った男性客に売春行為をさせる喫茶店）に売り渡したり、腎臓や臓器を売って返済しようと求め、実際に臓器を売らせた例もあった。

マスコミや民主労働党のホームページでも、私金融業者が子供の見る前で母親を性的に暴行した事件、息子を拉致された46歳の男性、身売りされた26歳の女性、親戚の保証人になって酷い取立に悩んで自殺したケース、2600万ウォンを借りて11回にわたり2億8000万ウォンを支払わされたケース、3600万ウォンを借りて元金の50倍に上る約20億ウォンを払わされたケースなど、多数の深刻な被害が報告されている。

また、利子制限法撤廃後、高金利と過酷な取立に耐えかねて自殺する者も増加しており、韓国の自殺者数は、OECD加盟国中、増加率が1位であり、人口10万人あたりの自殺者数も2003年以降世界1位であると推計されている。強盗や窃盗を犯した者の70%は重い債務の負担を負っていたというデータもあり、多額の債務を抱えて、強盗などの犯罪に出る者も増加し、家庭崩壊、ホームレスの増加など、利子制限法廃止後、信用不良者・多重債務者問題は、韓国内において大きな社会問題となった。

6、今回の調査により、以下の点を導くことができる。

- ① 金利規制の撤廃は、略奪的な超高金利による貸付、すなわちヤミ金融を合法化するだけであって、消費者にメリットはまったくないこと
- ② 高金利による貸付が合法化されれば、過酷な取立と相俟って、生活困窮者をさらなる困窮に陥れ、弱者はさらに弱者となり、社会の困窮化が進み、自殺、夜逃げ、犯罪の増加など社会不安を増大させる結果となること
- ③ 金利規制は不可欠であり、返済可能な金利以上の金利による貸付を許せば韓国のように信用不良者や多重債務者の激増につながることは明らかのこと
- ④ 金利規制が撤廃され、高金利が合法化されれば、高金利による貸付を行う者が激増して、不法な取立が横行し、後にこれを取り締まろうと思っても容易ではないこと
- ⑤ 多重債務者の多発を防止するためには、金利の規制に加え、過剰与信の規制も重要であること
- ⑥ 多重債務者救済制度のさらなる整備とその広報が必要であること

(平井宏和)

多重債務者の家庭生活への影響に関するアンケート調査の結果について

1. アンケート調査の目的・方法

現在の出資法及び利息制限法による高金利の許容が家庭生活にどのような影響を及ぼしているのかについて調査するために、日本弁護士連合会は、2005年9月1日から30日までの1ヶ月間、全国の弁護士会を通じて会員の法律事務所に相談に訪れた多重債務相談者に対するアンケート調査を実施した。

アンケート依頼書及びアンケート内容は別紙のとおりである。

アンケートの回収数は、1508通であった。

2. アンケートの集計結果について

主な質問項目について、集計結果は以下のとおりであった。

(1) 支払困難が原因で自殺を考えたことがあるか否かについて、「何度もある」が16%、「ときどきある」が40%と、全体の半数以上を占めた。

実際に自殺未遂をしたことがあるという者が7%（88人）もいた。

(2) 支払困難が原因で家出を考えたことがあるか否かについて、「何度もある」が16%、「ときどきある」が25%であった。

実際に家出をしたことがある者は、16%であった。

(3) 支払困難が原因で家族を怒るようになったか否かについて、「大変そう思う」が19%、「少しそう思う」が38%であった。

(4) 支払困難が原因で子どもや配偶者に暴力を振るうようになったか否かについて、「大変そう思う」は2%、「少しそう思う」は12%であった。

(5) 支払困難が原因で離婚を考えたことがあるか否かについて、「何度もある」が21%、「ときどきある」が22%であった。

実際に支払困難が原因で離婚したことがあるという者が26%もいた。

(6) 支払困難が原因で窃盗、強盗、横領等の犯罪に走ろうと思ったか否かについて、「何度もある」が3%、「ときどきある」が10%もいた。

3. 結論

多重債務による支払困難が、家庭生活に大きな影響を与え、離婚、暴力、自殺につながったり、犯罪に結びつくことが多いことが、今回のアンケートの結果によって裏付けられたと言える。

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会

多重債務者アンケート

このアンケートの目的

2003年7月に成立した通称「ヤミ金対策立法」は2004年1月から全面施行となりましたが、出資法の上限金利（年29.2%）の改正については、「ヤミ金対策立法」の「施行後3年を目途として、必要な見直しを行う」とされました。

そのため、2007年1月までの見直しに向けた議論が今後活発化するものと思われます。

そこで、日本弁護士連合会では、高金利が引き起こす多重債務（支払困難）が生活に及ぼす影響を調査するため、多重債務相談を受ける方々に対して、生活への影響に関するアンケートを無記名式で実施することになりました。

このアンケートの利用方法

このアンケートは以上の目的で行いますので、回答内容を集計して、その集計結果を、日弁連や各地の弁護士会・弁護士が主催、参加する集会等で報告したり、金利問題を検討する関係機関へ送付したりいたします。

ただ、回答者個人が特定できない形で集計いたしますので、回答者に対してご迷惑がかかることはありませんので、是非ご協力いただきますようお願いします。

アンケート（対象者－多重債務者ご本人、無記名式）

回答日 2005年 月 日

1 あなたの

- ・年齢（　　）歳
- ・性別（男 女）
- ・住居（　　　　）都道府県

2 その多重債務の負債内容

- ・負債総額（約　　）万円（住宅ローンを含めた金額）
- ・債権者数（　　）社程度
- ・債権者に含まれる業者の種類（次の内該当するものに○を付けて下さい。複数回答可）

住宅ローン その他の銀行・公庫等 貸金業者（サラ金）及び信販会社 日掛け金融 ヤミ金融

3 生活への影響について（該当するものに○を付けて下さい）

支払が困難になってから、それが原因で、

① 自殺を考えたことがありますか。

何度もある ときどきある ほとんどない ない

② 自殺未遂をしたことがありますか。

ある ない

③ 家出を考えたことがありますか。

何度もある ときどきある ほとんどない ない

④ 家出をしたことがありますか。

ある ない

⑤ ささいなことで家族を怒るようになりましたか。

大変そう思う 少しそう思う あまりそう思わない そう思わない
支払が困難な当時には同居家族がいなかった

⑥ ささいなことで子どもや配偶者に暴力を振るようになりましたか。

大変そう思う 少しそう思う あまりそう思わない
そう思わない（暴力を振るったことはない）
支払が困難な当時には同居家族がいなかった

⑦ 離婚を考えたことはありましたか。

何度もある ときどきある ほとんどない ない
支払が困難な当時には婚姻関係になかった

⑧ 離婚を経験しましたか。

ある ない 支払が困難な当時には婚姻関係になかった

⑨ 家族の中で別居してしまった人はいますか。

ある ない 支払が困難な当時には同居家族がいなかった

⑩ 家に寄りつかなくなった家族はいましたか。

ある ない 支払が困難な当時には同居家族がいなかった

⑪ 窃盗、強盗、横領等の犯罪に走ろうと思ったことはありましたか。

何度もある ときどきある ほとんどない ない

⑫ その他、借金が原因で自分や家族に生じた影響を教えて下さい。

(複数回答可)

- ・借金の問題でイライラした家族から暴力を受けた
- ・自分や同居家族に税金の滞納が現在ある
- ・子どもの学費を現在滞納している
- ・子どもに修学旅行を諦めてもらった
- ・子どもに部活等の課外活動を諦めてもらった
- ・子どもに進路希望を変えてもらった
- ・水道・電気・ガス等の公共料金の滞納が現在ある
- ・水道・電気・ガス等を止められたことがある
- ・同居家族や自分が窃盗等の犯罪をしてしまった
- ・同居家族が自殺未遂をした
- ・同居家族が自殺した
- ・借金が原因で家に寄りつかなくなったり家族が犯罪・非行をした
(事件を起こした)
- 事件名(窃盗 強盗 傷害 その他 -)
- ・その他、具体的にご記入下さい。
()

ご協力ありがとうございました。

日弁連人2第65号
2005年8月12日

弁護士会会長 殿

日本弁護士連合会会長 梶 谷 剛

多重債務者アンケートについて（依頼）

ご高承のとおり、2003年7月に成立した通称「ヤミ金融特別立法」（貸金業規制法及び出資法の改正）は、その附則において「出資法の上限金利」に関して「施行後3年を目途として、必要な見直しを行う」とされています。

全面施行が2004年1月でしたので、2007年1月の上限金利見直しを目指した議論が、今後活発化するものと予測されます。

当連合会は、これまで、貸金業規制法43条（みなし弁済規定）の廃止やグレーゾーンの撤廃（出資法の上限金利を利息制限法と同一にする）など、一貫して金利の引き下げを主張してきました。

今後の金利見直しの議論においても、引き続き金利の引き下げを実現すべく取り組んでいくことにしており、本年11月には、当連合会等の主催により高金利問題をテーマにシンポジウムを行うことも予定しています。

金利引き下げを実現するためには、高金利によって生じる多重債務が家庭生活にどのような悪影響を及ぼしているかを明らかにすることが重要であります。

現段階でも、多重債務者の影響に関しては、医者にかかるのを控える、保険を解約した、家賃の安いところに引っ越した、車を手放した等の影響を明らかにした国民生活センターの調査や、経済的理由による自殺の急増、事業関係等を理由にした家出の増加に関する警察庁の報告があります。また、その他の各種統計では、住宅ローンの滞納の増加、住宅競売件数の増加、税金滞納者の増加や、学費滞納やそれを理由とした退学の増加、修学旅行に行けない生徒の増加などがあります。

他方、近時の統計では、児童虐待の増加、DV認知件数の増加、離婚の増加等のデータがありますが、これらと多重債務との関係についての

報告は見当たりません。

さらに、国選弁護を担当する弁護士からは、「財産犯の多くは多重債務と関係がある」との指摘をされることもありますが、その客観的なデータはありません。

そこで、このたび多重債務が様々な悪影響を及ぼしていることを明らかにし、前記シンポジウム等で報告すると共に、金利引き下げ運動のための有効な資料として役立てるため、下記要領にて多重債務者を対象とするアンケート調査の実施を企画しましたので、ご多端の折お手を煩わし恐縮ですが、ご協力を戴きますよう、お願ひいたします。

なお、多重債務者へのアンケート調査については、佐賀県弁護士会消費者問題委員会で、多重債務の相談者に対して2002年に3か月間実施した結果、160人から回答があり、「精神的に異状を感じている92人」「自殺を考えたことがある63人」「自殺未遂をした10人」「精神科を受診した11人」という回答を得るという成果を収めています。

今回の調査も金利引き下げに向けた今後の活動にとって極めて有意義なものになるものと思料されますので、是非ともご協力を戴きたくお願いいたします。

記

1 アンケート対象者

各弁護士会において実施している多重債務相談の相談者（多重債務者本人）

2 実施時期

2005年9月1日～9月30日の1か月間

3 実施方法

- 相談待ち時間ないし相談終了直後に、別添アンケート用紙を用い、相談者に対してアンケートへの協力を依頼し、回答終了後直ちに回収して下さい。
- 回答の記入はボールペン、サインペン等を用いるようにお願いして下さい。
- 集計は日弁連消費者問題対策委員会において行いますので、アンケート実施期間経過後、アンケート回答の原本を日弁連人権部人権第2課（後記）宛ご送付下さい。

4 アンケートの使用方法

当連合会や各弁護士会、弁護士が主催・参加する金利問題に関する集会等の資料にすると共に、関係機関への送付や国会要請等に使用する予定です。

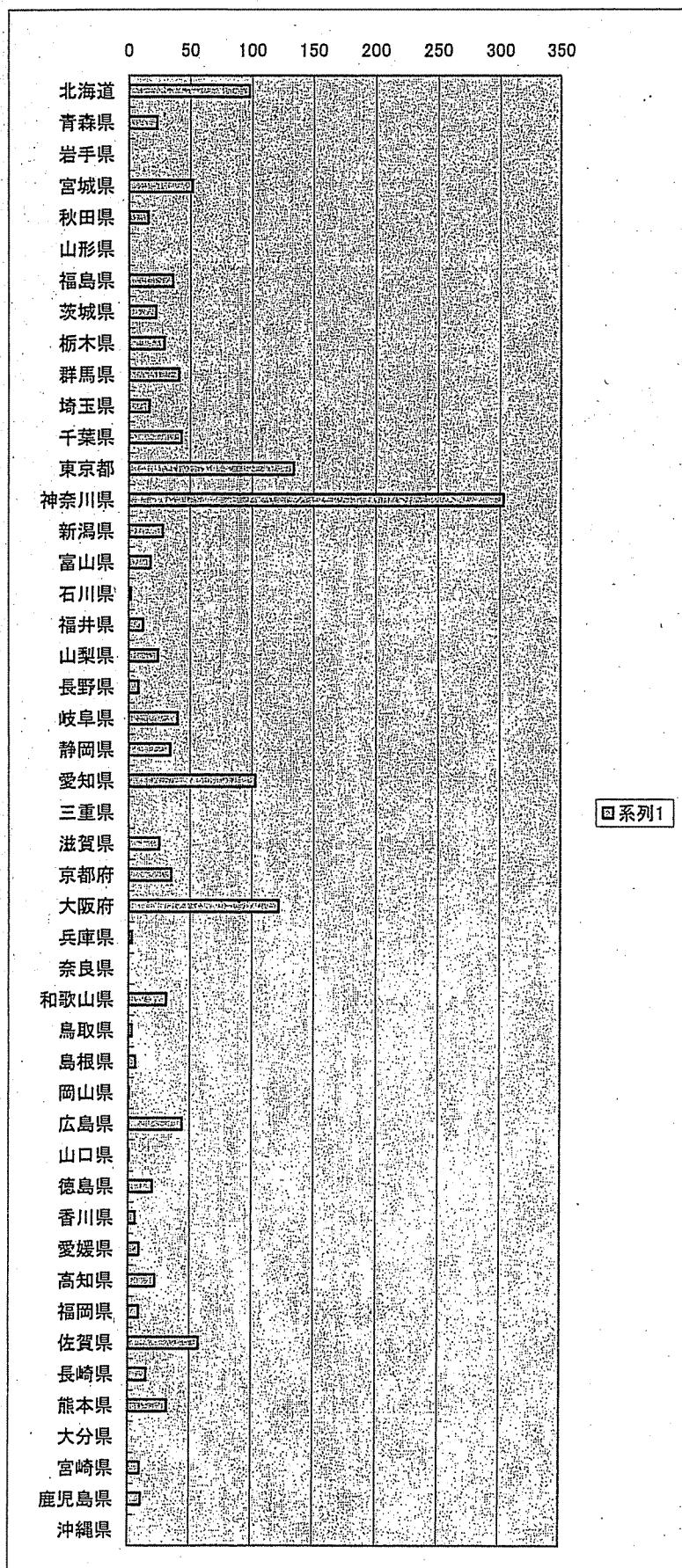
なお、高裁所在地の弁護士会におかれましては最低50件、その他の弁護士会においては最低25件程のデータを集約戴きますようお願ひいたします。

このアンケートの実施等に関するお問い合わせ、ご連絡等は、次のところまでお願ひします。

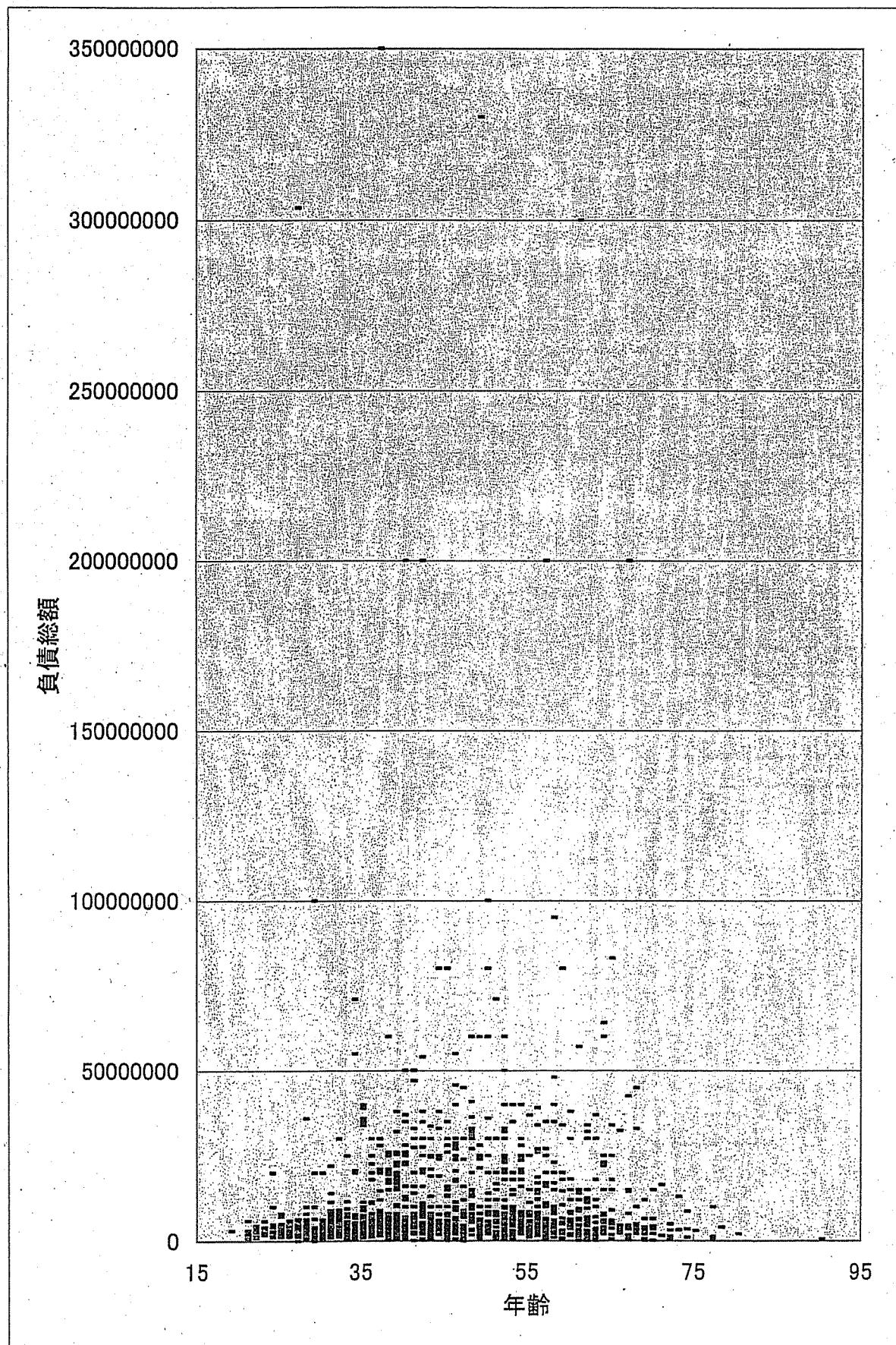
日本弁護士連合会人権部人権第2課 担当加藤
〒100 0013 東京都千代田区霞が関113
Tel:03-3580-9507 (ダイヤルイン)
Fax:03 3580 2866
E-mail : katoh@nichibenren.or.jp

都道府県別回答数

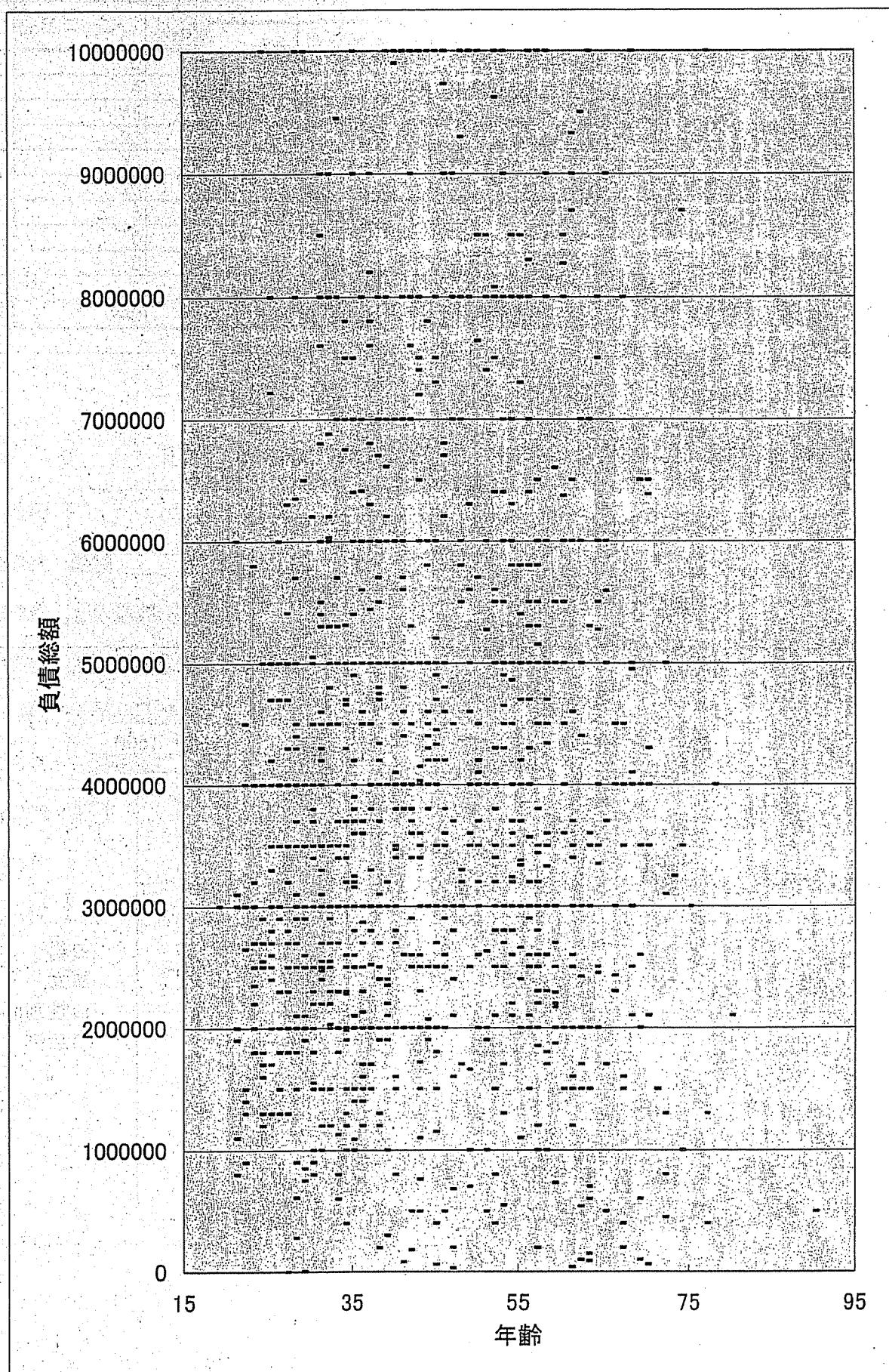
都道府県名	回答数
北海道	98
青森県	23
岩手県	0
宮城県	52
秋田県	16
山形県	0
福島県	36
茨城県	22
栃木県	29
群馬県	41
埼玉県	17
千葉県	43
東京都	134
神奈川県	303
新潟県	28
富山県	18
石川県	2
福井県	12
山梨県	24
長野県	8
岐阜県	40
静岡県	34
愛知県	103
三重県	0
滋賀県	25
京都府	35
大阪府	122
兵庫県	3
奈良県	0
和歌山県	31
鳥取県	3
島根県	6
岡山県	1
広島県	44
山口県	1
徳島県	20
香川県	6
愛媛県	9
高知県	22
福岡県	9
佐賀県	58
長崎県	15
熊本県	32
大分県	0
宮崎県	10
鹿児島県	11
沖縄県	0
計	1546



年齢と負債総額



年齢と負債総額(1千万円まで)

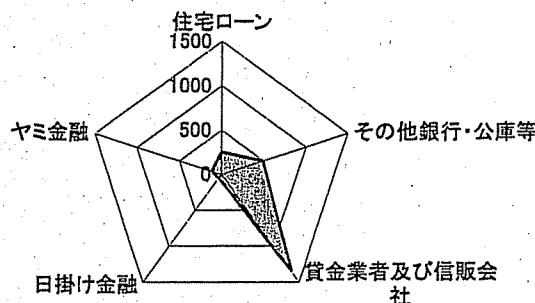


債権者に含まれる業者の種類(複数回答あり)

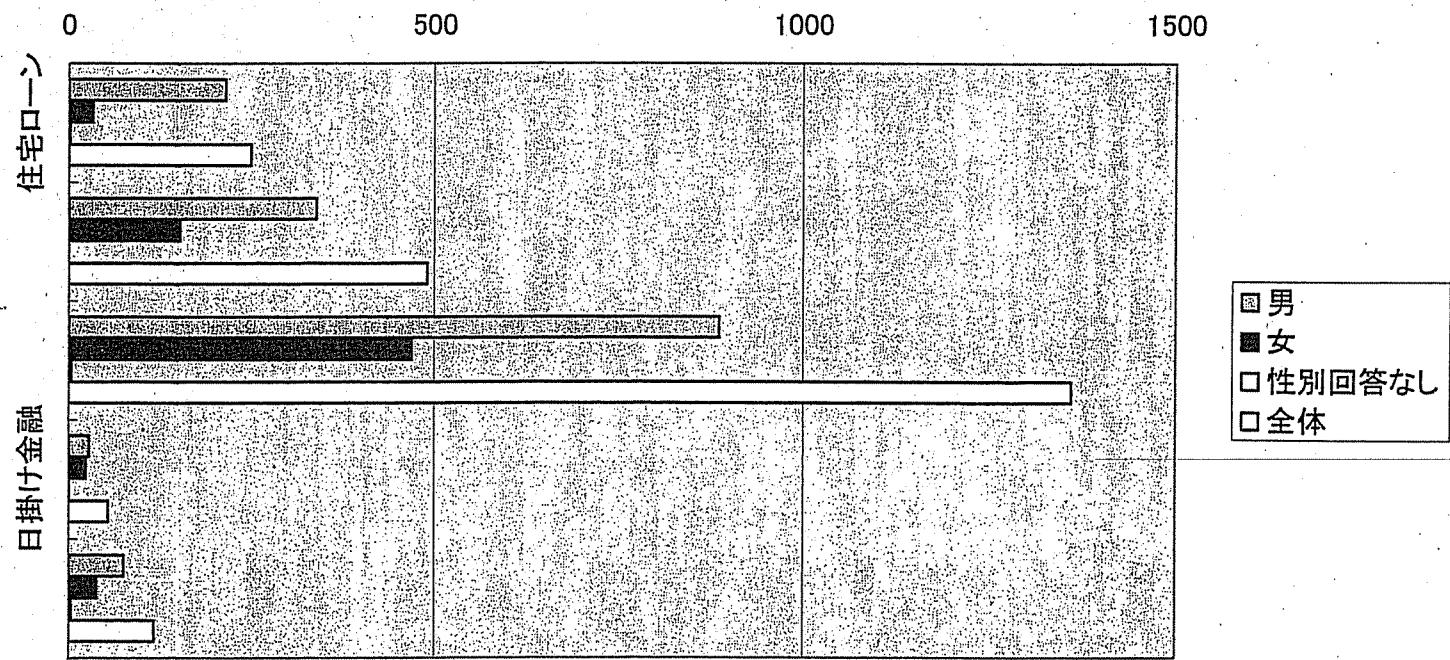
男女別

	住宅ローン	その他銀行・ 公庫等	資金業者及 び信販会社	日掛け金融	ヤミ金融	合計
男	214	339	886	28	74	1541
女	33	152	470	24	38	717
性別回 答なし	2	0	4	1	3	10
全体	249	491	1360	53	115	2268

業者の種類



業者の種類

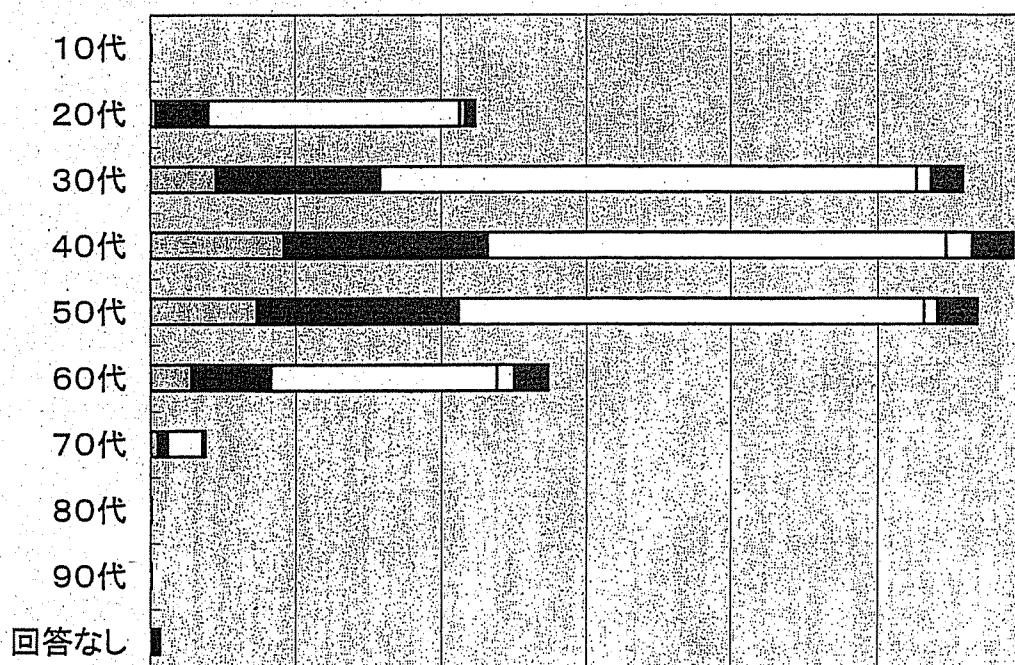


年代別

	住宅ローン	その他銀行・ 公庫等	資金業者及 び信販会社	日掛け金融	ヤミ金融	合計
10代	0	0	0	0	1	1
20代	4	36	173	4	7	224
30代	45	113	369	10	22	559
40代	92	140	315	18	29	594
50代	73	139	320	9	28	569
60代	28	55	155	12	24	274
70代	5	7	24	0	2	38
80代	0	0	1	0	0	1
90代	0	0	1	0	0	1
回答なし	2	1	2	0	2	7
合計	249	491	1360	53	115	2268

年代別業者種類

0 100 200 300 400 500 600



- 住宅ローン
- その他銀行・公庫等
- 資金業者及び信販会社
- 日掛け金融
- ヤミ金融

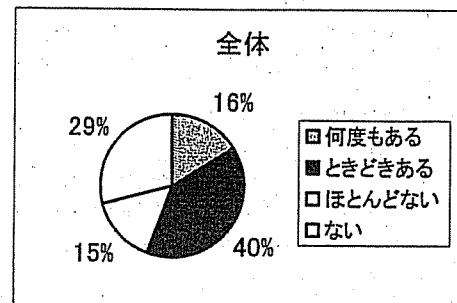
3 生活への影響について(該当するものに○を付けて下さい)

支払が困難になってから、それが原因で、

①自殺を考えたことがありますか。

- ・何度もある
- ・ときどきある
- ・ほとんどない
- ・ない

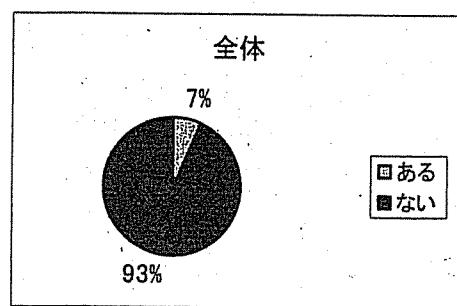
	何度もある	ときどきある	ほとんどない	ない
男	111	342	130	253
女	101	183	72	132
全体	212	525	202	385



②自殺未遂をしたことがありますか。

- ・ある
- ・ない

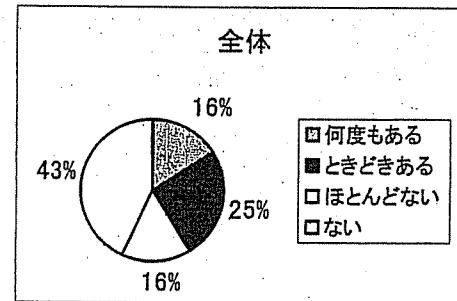
	ある	ない
男	40	798
女	48	442
全体	88	1240



③家出を考えたことがありますか。

- ・何度もある
- ・ときどきある
- ・ほとんどない
- ・ない

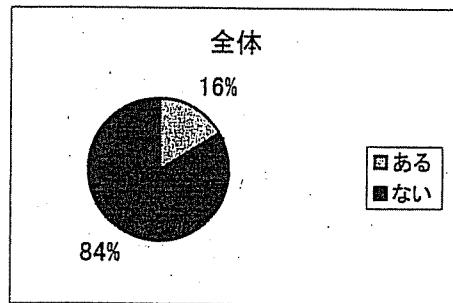
	何度もある	ときどきある	ほとんどない	ない
男	119	199	134	375
女	88	133	73	194
全体	207	332	207	569



④家出をしたことがありますか。

- ・ある
- ・ない

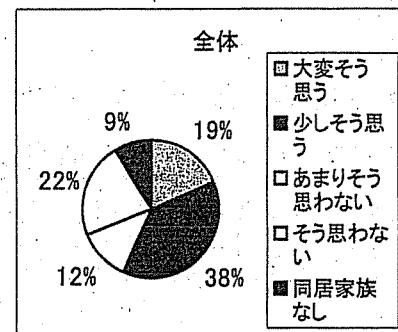
	ある	ない
男	134	687
女	78	403
全体	212	1090



⑤ささいなことで家族を怒るようになりましたか。

- ・大変そう思う
- ・少しそう思う
- ・あまりそう思わない
- ・そう思わない
- ・支払が困難な当時には同居家族がいなかった

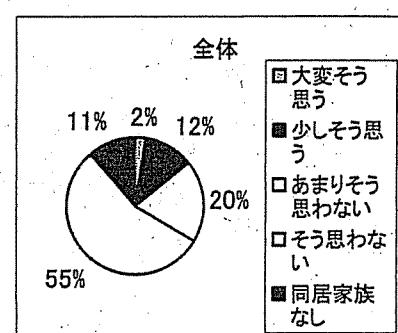
	大変そう思う	少しそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	同居家族なし
男	121	314	102	204	72
女	120	174	55	82	43
全体	241	488	157	286	115



⑥ささいなことで子どもや配偶者に暴力を振るようになりましたか。

- ・大変そう思う
- ・少しそう思う
- ・あまりそう思わない
- ・そう思わない(暴力を振るったことはない)
- ・支払が困難な当時には同居家族がいなかった

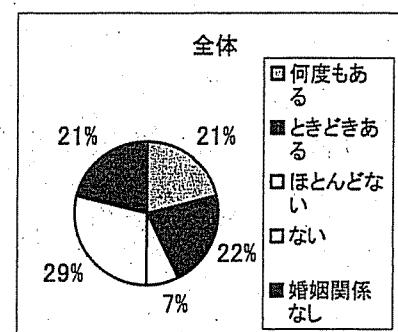
	大変そう思う	少しそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	同居家族なし
男	12	82	157	414	96
女	18	58	79	250	40
全体	30	140	236	664	136



⑦離婚を考えたことはありましたか。

- ・何度もある
- ・ときどきある
- ・ほとんどない
- ・ない
- ・支払が困難な当時には婚姻関係になかった

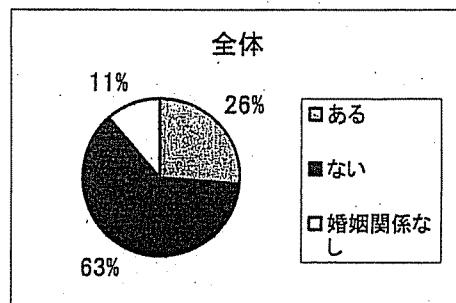
	何度もある	ときどきある	ほとんどない	ない	婚姻関係なし
男	129	153	60	233	154
女	117	100	24	105	91
全体	246	253	84	338	245



⑧離婚を経験しましたか。

- ・ある
- ・ない
- ・支払が困難な当時には婚姻関係になかった

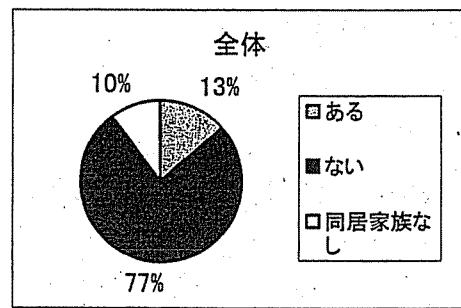
	ある	ない	婚姻関係なし
男	193	506	90
女	140	280	54
全体	333	786	144



⑨家族の中で別居してしまった人はいますか。

- ・ある
- ・ない
- ・支払が困難な当時には同居家族がいなかった

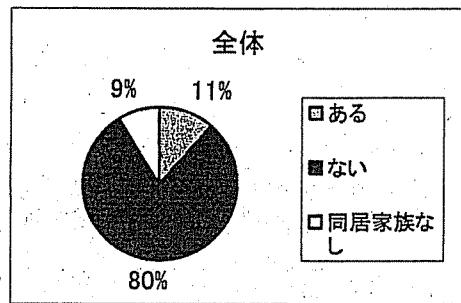
	ある	ない	同居家族なし
男	106	583	86
女	60	355	42
全体	166	938	128



⑩家に寄りつかなくなったり家族はいましたか。

- ・ある
- ・ない
- ・支払が困難な当時には同居家族がいなかった

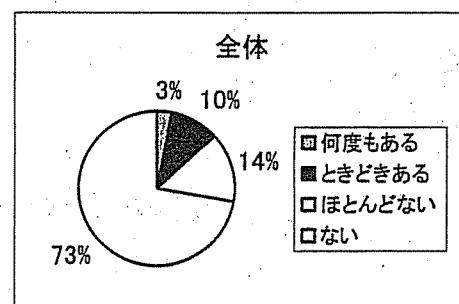
	ある	ない	同居家族なし
男	84	603	81
女	61	407	32
全体	145	1010	113



⑪窃盗、強盗、横領等の犯罪に走ろうと思ったことはありましたか。

- ・何度もある
- ・ときどきある
- ・ほとんどない
- ・ない

	何度もある	ときどきある	ほとんどない	ない
男	28	103	122	547
女	10	31	61	381
全体	38	134	183	928



⑫その他、借金が原因で自分や家族に生じた影響を教えてください。(複数回答可)

1. 借金の問題でイライラした家族から暴力を受けた
2. 自分や同居家族に税金の滞納が現在ある
3. 子どもの学費を現在滞納している
4. 子どもに修学旅行を諦めてもらった
5. 子どもに部活等の課外活動を諦めてもらった
6. 子どもに進路希望を変えもらった
7. 水道・電気・ガス等の公共料金の滞納が現在ある
8. 水道・電気・ガス等を止められたことがある
9. 同居家族や自分が窃盗等の犯罪をしてしまった
10. 同居家族が自殺未遂をした
11. 同居家族が自殺した
12. 借金が原因で家に寄りつかなくなったり家族が犯罪・非行をした(事件を起こした)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
男	35	367	54	9	17	34	249	153	12	5	3	6
女	38	217	59	8	15	32	153	97	7	7	3	9
全体	73	584	113	17	32	66	402	250	19	12	6	15

